

報告	意見の概要	意見に対する考え方
<p>医療介護総合確保促進法に基づく 1 令和3年度神奈川県計画（医療分）策定の概要について</p>	<p>資料1-1 1 これまでの経過とスケジュール 勤務医労働時間について 2024年に迫った勤務医労働時間短縮について、非常勤当直医の扱いが明確ではありません。民間病院の場合、大学病院等に依存する割合が高く、どう対応すればいいか困っています。</p> <p>資料1-1 4 計画策定の概要について 訪問看護推進支援事業 コロナ禍で訪問看護師の業務は複雑化を極めており、退職・休職が相次ぎ、新規希望者は激減しています。有効な対策はあるでしょうか？</p>	<p>(資料1-1 1)非常勤当直医については、常勤先の医療機関において兼業先の労働時間も把握することとなっています。各医療機関におかれは、所管労働局からの宿日直許可取得等により、可能な限り地域医療提供体制に影響が出ないよう取り組んで頂いているところですが、許可基準に満たず申請できないケースも存在する中で、病院からの医師派遣等への影響等を踏まえた、宿日直許可の弾力的な運用について、厚生労働省においても検討・対応が進められています。</p> <p>県の医療勤務環境改善支援センターでは、県内医療機関へアドバイザーの派遣や研修会を通じた支援を行っています。また、一定の救急医療実績のある医療機関等を対象に、令和2年度より「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費」補助を実施しています。</p> <p>(資料1-1 4)県では、訪問看護師の確保・離職防止を図るため、次の事業を実施しております。</p> <p>○看護職員就業実態調査 訪問看護に従事する看護職員の就業状況について、実態を把握する。(令和2年度調査結果の公表は、令和4年1月頃を予定しています。)</p> <p>○各種研修の実施 ・訪問看護未経験の看護職員に対する導入研修 ・訪問看護に必要な基礎的な知識と技術を習得するための研修 ・新任訪問看護師の離職防止を図るための教育体制整備（プログラム活用）に関する研修 ・訪問看護ステーション管理者が円滑な運営に必要な知識や制度を学ぶ研修 ・医療機関と訪問看護ステーションの看護職員が一堂に会し、講義や実習を行うことで、相互の理解を図り、円滑な在宅医療への移行を支援するための研修</p> <p>○教育支援ステーション事業費補助事業 県内の各地域において、訪問看護師の知識・技術向上に資する研修や同行訪問を行う訪問看護ステーション及び関係団体を「教育支援ステーション」と位置づけ、研修等実施に係る費用の一部を補助する。</p> <p>○特定行為研修受講促進事業費補助 特定行為研修の受講に係る費用の一部を補助することで、特定行為研修の受講を促進し、訪問看護サービスの質の向上及びタスクシフティングにつなげる。 上記事業の実施結果や調査結果等から、訪問看護の現状を踏まえ、より有効な訪問看護師の確保・離職防止策を、引き続き検討・実施してまいります。</p>
<p>2 病床整備事前協議の状況について</p>	<p>(なし)</p>	
<p>3 令和3年度基準病床数の見直し検討について</p>	<p>(なし)</p>	